

# I LOVE まつり in じち ~民間ベースで資金ゼロから行動力とネットワークで実現へ~



行政の補助金に頼らずに実現まで苦労はあったが充実感が勝ったとのこと。次のイベントに向けて目が輝いていたよ。



↑取材に応じる山本さん

実行委員会代表で20代会社員（地元出身）の山本さんが平成29年11月に思いたち、補助金なしで仲間づくりから始めた企画は、自治医大駅東側の駅前広場や歩道など公共スペースを中心に平成30年5月19日に実現しました。事業者からボランティアまで多様な出店により賑わいのあるイベントでした。短期間でのイベント関係者や行政各機関との交渉と行動力には眼を見張ります。

若い力は、まちづくりの芽を育てる担い手として頼もしく、大いに期待しています。

問合せ先 ILOVEまつり実行委員会  
MAIL : ilovematsurilove@gmail.com

## 地域の目

### 未来をつなぐ参画の芽 ~トウサワトラノオの観察~

吉田東小学校の5年生が平成30年5月に、小江北桜高等学校生の指導のもと小学校の花壇に絶滅危惧種の植物であるトウサワトラノオを植え付け、その観察を開始しました。このことは、すでにトウサワトラノオを植えている吉田西小学校にならうと同時に、植物の世話を通して環境問題への意識喚起を図る学校側の深謀遠慮がうかがわれます。子ども達は皆楽しそうでした。

※トウサワトラノオについて、らいさま第2号 P4~5参照



吉田東小学校の花壇へ定植



つながッテルね!  
条例13条

#### (市民の責務)一部抜粋

(3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。



## 下野市の市民活動 補助事業を見てきて



宇都宮大学の陣内教授に伺いました

宇都宮大学教育学部 教授 陣内雄次

少子化、超高齢化が進むなか、「新しい公共」※の構築とその担い手が問われています。担い手として大きな期待が寄せられているのが、地域に関心を持ち、地域課題を自分事とし、活動を展開する市民や団体です。下野市市民活動補助事業は、そのような市民や団体を応援する仕組みです。つまり、本事業は、下野市における「新しい公共」創造のための土壌を肥やしているとも言えるでしょう。本事業の特徴は、補助を受けている団体の活動テーマの多様性と多世代の参画にあり

ます。農村活性化、古民家の活用、ジャコウアゲハの保護活動など、いずれも魅力的で素晴らしい活動ばかりです。そして、その活動を支えているのが、下野市を愛する多世代にわたる市民のみなさんです。本事業により、「新しい公共」が下野市においてさらに進化していくことを期待しています。

※新しい公共：行政という思考や行動から脱却し、市民を含む地域の様々な主体が公共の担い手となること

## らいさま NEWS

### 【自治基本条例検討委員会が再開】

第38条に5年以内に検証をする旨謳われていることから平成30年は検証の年にあたります。その組織を平成30年6月に立ち上げました。委員数は全12名で、学識経験者、関係団体の代表者、公募委員、市議会議員で構成されています。会議の中では、検証について議論するほか、市民活動支援のあり方等を話し合っています。会議を重ね、意見をとりまとめて、報告書として、市長へ提出する予定です。

### 【国際交流&国内交流】

今年度も高松市へ訪問団を組織して、8月7日市内小学生20名が訪問交流しました。8月21日には高松市小学生訪問団20名を受け入れ、和やかに交流しました。新たな国際交流員としてカロリンさんが8月に赴任しました。今後、さまざまな事業が展開される予定です。後日、広報でお知らせしますので、ご期待ください。

## Quiz

### 【これは庁舎のどこにあるでしょうか？(床材)】

旧日光街道が庁舎敷地を通っているのをご存知でしょうか。庁舎南側駐車場の遊歩道はその継承のため一部街道を再現したもので、案内板を設置しています。来庁の際、ご覧ください。

庁舎南側駐車場の遊歩道 (とろろ)



【表紙】市内オープンガーデンクラブ会員のお庭 (クラブ提供)

## しもつけ し じ ち き ほ ん じ ょ う れ い じ ょ う ほ う し 下野市自治基本条例情報紙

## 第8号

# らいさま

＜特集＞参画の芽を育てる！

栃木県下野市は、雷とともに夕立が多い地域です。雷は昔から「雷(らい)さま」と呼ばれ、豊かな作物を育てる恵みの雨をもたらす存在としてあがめられてきました。雨降って地固まると言われるように、この情報紙が、豊かな地域づくりにつながるように「らいさま」と名付けました。

### 下野市自治基本条例とは…

私たち市民にとって、よりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方、ルールを定めた自治基本条例(平成26年4月制定)は、特別な規制を設けるものではなく、日々さまざまな活動を行っていく中で、よりよい下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。



- P.2 条例と市民参画
- P.3 オープンガーデンクラブ
- P.4 ドイツの市民参画
- P.5 I LOVE まつり in じち  
地域の目 吉田東小学校

平成30年 9月  
VOL.8



自治基本条例第9条では、市民の皆さんに行政への参画の機会を提供するよう定めているんだ。市民参画はさまざまな形がありますが、まずは、市民の皆さんの参画の芽を育てることが大切だね。  
一部事例をおりまぜながら紹介をするので、皆さんにあった参画手法を見つけてみよう！

下毛野朝臣古麻呂 (しもつけぬのあそんこまろ) (大宝律令の選定に携わった下野市ゆかりの人物)

【参考】直近の市民意見の公募(以下、パブリックコメント)結果  
平成28年度 9の計画等 ← 11名の方から延べ50件  
平成27年度 14の計画等 ← 9名の方から延べ60件  
※下野市では、協働のまちづくりをより一層進めるため、市政への意見提出手続きとして「パブリックコメント手続」を制度化しています。

## 多様な市民参画でつくる下野市の未来～例えば第二次総合計画～

総合計画に限らず、多様な市民参画の機会があることで、幅広い年代から意見が出ているね。他に、新庁舎建設時に行われた中学生ワークショップの結果では、旧日光街道の継承や喫茶スペース設置、太陽光発電等が取り入れられたよ。



中学生ワークショップの様子

第二次総合計画は平成26年度の中学生・高校生アンケートを皮切りに、中学生ワークショップ、市民意識調査、関係団体懇談会、市民懇談会を行い素案作りを進めました。  
平成27年度からは8回に及ぶ総合計画審議会(含公募委員4名)を開催し、計画案を取りまとめ、パブリックコメント、市民説明会を経て市議会で議決後、計画が策定されました。

参画とは、市民が市の政策の課題発見、解決策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。



つながッテルね!  
条例9条  
31条

(参画)  
第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。  
2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。  
(意見募集)一部抜粋  
第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。

## 転入した時の想いが開花 ～オープンガーデンで市の美観向上～

HP開設当初は5軒でしたが、徐々に増えて、現在は21軒登録されています。長田さん

オープンガーデンクラブのホームページ管理者の長田さんは、平成8年に埼玉県から下野市へ転入し、美しい街並みと当時のガーデニングブームも手伝って、オープンガーデンのコンテストを実現させたいと思い立ちました。その想いを温めながら、何度か行政の窓口相談にいくものの良い補助制度がなく、あきらめかけていました。その後、しもつけブランドカフェに参加し手ごたえをつかみ、市の国際交流事業である「グローバル未来トークサロン」で当時の国際交流員マシアスさんから激励を受け、人脈が広がり、ホームページを立ち上げたところまで進みました。そこから、順調に会員数を増やし、平成30年度は市民活動補助事業に選定されるなど長田さんの描くコンテスト開催が現実味を帯びてきました。  
※しもつけブランドカフェは、平成26年～27年にかけて開催された下野ブランドを推進するためのワークショップです。ここから、自発的な市民活動団体が生まれました。これも、その一つです。

オープンガーデンとは個人の庭を一般に公開する活動です。しもつけオープンガーデンクラブでは、無理なく公開できるよう道路から庭を見ていただいているんだ!



クラブに登録しているオーナー方の庭

参加くださるオーナー募集中!!

問合せ先 しもつけオープンガーデンクラブ  
ホームページ <https://shimotsuke-garden.com/>  
※ホームページからお問合せください

つながッテルね!  
条例13条

(市民の責務)一部抜粋  
第13条 市民は次に掲げる責務を有するものとする  
(1) まちづくりの参画にあたり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。

## ドイツの市民参画とは～国際交流員マシアスさんにききました～

JETプログラム※で、国際交流員として活躍していたマシアスさんに、ドイツの市民参画の事情について伺いました。ケルンで生まれ、ボン大学で東アジアの政治学科で学んだマシアスさんは、空手を習ったことから日本への興味がたかまり、JETプログラムに参加、本市の国際交流員へ就任につながったようです。  
※JETプログラム → 語学指導等を行う外国青年を招致するプログラム



議論することが日常茶飯事であるドイツでも、10に及ぶ政党があるよ。

こんなにも、日本と違いがあるんだね

【日本人の印象】  
◎ 新しいことをしたがる  
→ 前例どうだったのか……  
■ ドイツは、これからどうするか……  
【日本に来て驚いたこと】  
日本には、立法権、行政権、司法権がしっかりと実在した。

マシアスさん、4年間ありがとうございました!  
国際交流員として平成26年8月に就任し、熱心に活動していたマシアスさんは、平成30年8月3日をもって任期満了、帰国いたしました。今後の活躍をお祈りします。

つながッテルね!  
条例12条

(市民の権利)一部抜粋  
第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。  
(5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

### ドイツの特徴的な市民参画

- ★公共物のそばにメッセージボードが立てられそこに意見が寄せられる  
(例)公共の建物そのものの存続か取り壊しか意見を求める掲示板がつくられ、寄せられた意見を集約し決定する。
- ★年4回EU、国、州、郡のレベルで住民投票が必ずある
- ★デモに参加することが当たり前  
学校でも政治的な教育を受ける → 政治が市民に近い  
こどものころから自分の意見を言う、議論することを学ぶ
- ★議員や政党はみんなの考えを伝える代表  
政党の方は、スーパーマーケットなど街角のどこでも意見のある市民の話を書く

